

# 木材取引の現状と 再造林の確保に向けた取組について

令和7年1月

林野庁

# 目次

---

## 1 木材の取引実態に関するアンケート調査

### (1) 概要

### (2) 結果

#### ①販売価格の決定主体

#### ②価格決定時の参考情報

#### ③木材の取引におけるトラブル

## 2 木材と他資材の価格傾向

## 3 林業の経営サイクルとコスト構造

## 4 再造林と持続的な木材供給の実現に向けて

# 1 木材の取引実態に関するアンケート調査の概要

## (1) 概要

- 本資料の1及び2は、国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会の地区別協議会構成員を対象に実施した、木材の取引実態等についてのアンケート調査の結果をとりまとめたもの。

### ■ 調査対象及び回答者数

「令和6年度 国産材の安定供給体制の構築に向けた需給情報連絡協議会」地区別協議会構成員のうち、

素材生産事業者、木材加工事業者、木材流通事業者、木材利用事業者（プレカット、建築・建設、製紙・パルプ、木質バイオマス発電）、苗木生産事業者、事業者団体：267者のうち、

**回答者数 218**

（素材生産事業者 17、木材加工事業者 47、木材流通事業者 51、木材利用事業者 27、苗木生産事業者20、事業者団体 56）  
※ 回答者の申告に基づく分類。複数業種を行っており、1者が複数回回答している等の場合、個別の事業者として集計。

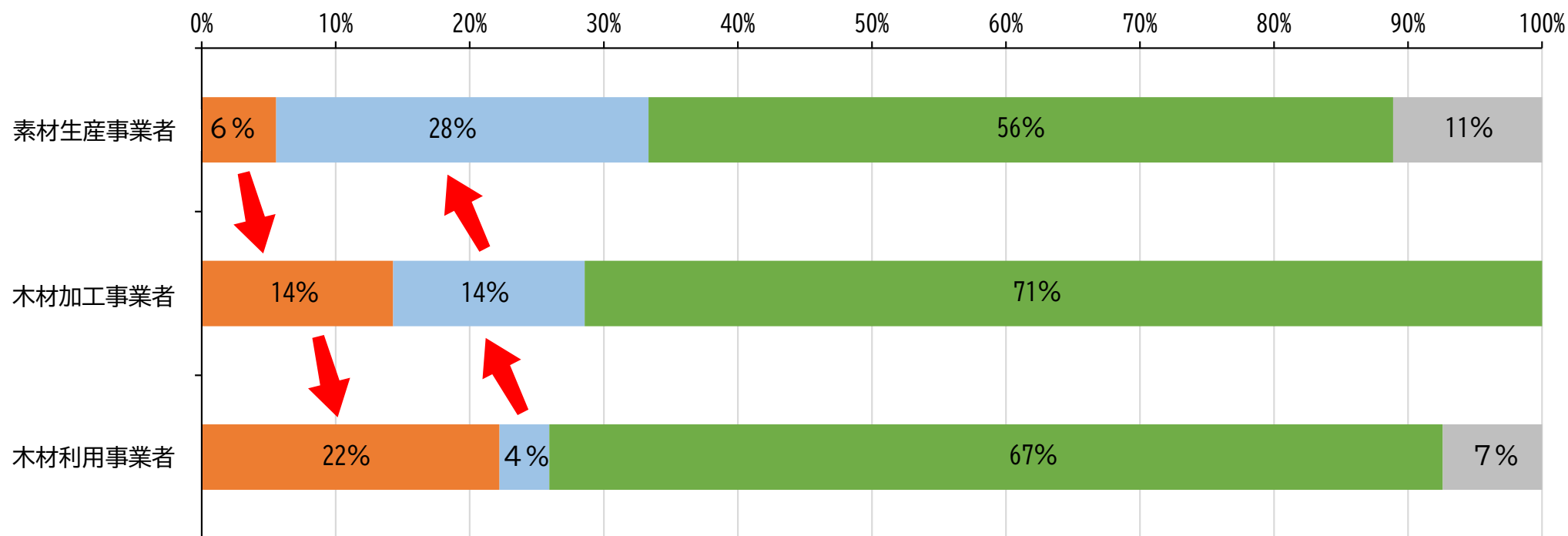
### ■ 調査項目

- ① 木材の販売価格をどのように決めているか（販売価格の決定主体）
- ② 木材の販売価格や購入価格を決める上で、どのような情報を活用しているか（価格決定時の参考情報）
- ③ 木材取引において、トラブルが発生したことがあるか、又は、トラブルの情報を聞いたことがあるか（木材の取引におけるトラブル）

## (2) 結果 ① 販売価格の決定主体

- 販売価格は、「自社と販売先の協議によって決めている」が、60～70%。
- 一方、販売価格を「販売先が主体となって決めている」者は、川上へ行くほど高いことから、川下側の価格決定力が高い傾向が見られる。

### ■ 木材の販売価格の決定主体



- 自社が主体となって決めている
- 販売先が主体となって決めている
- 自社と販売先の協議によって決めている
- 自社と販売先のいずれも販売価格を決めていない (競り売りにかけている等)

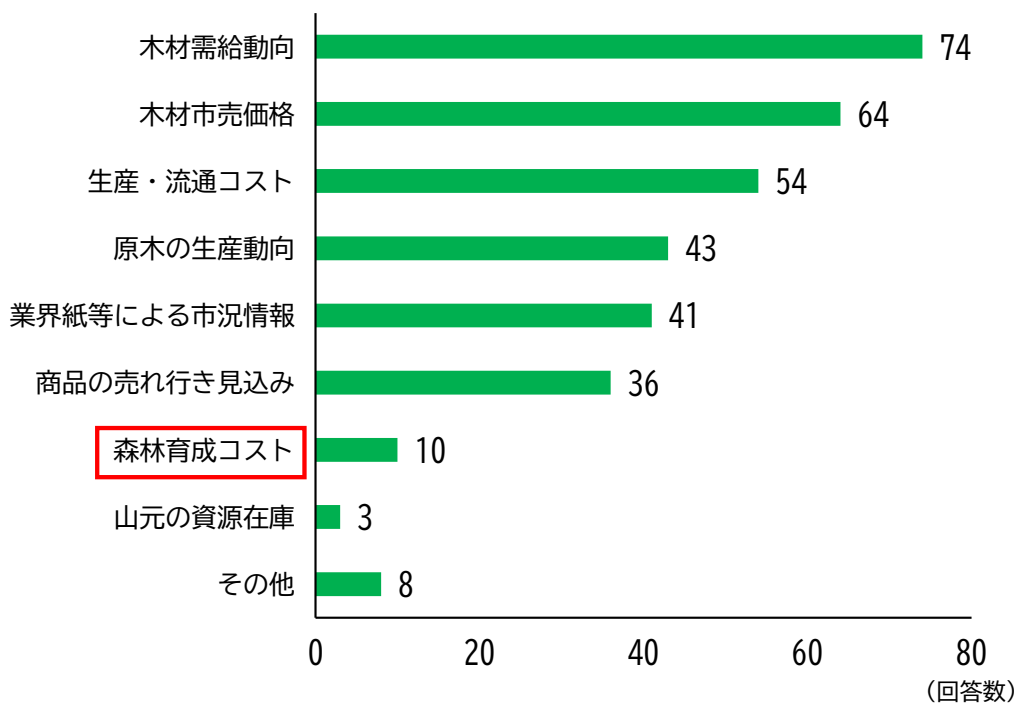
有効回答 素材生産事業者：18  
木材加工事業者：49  
木材利用事業者：27

## ② 価格決定時の参考情報

- 木材の価格決定においては、需給や市況等が重視される一方、森林育成（再造林）コストについては、木材の購入時、販売時ともに意識されない傾向。

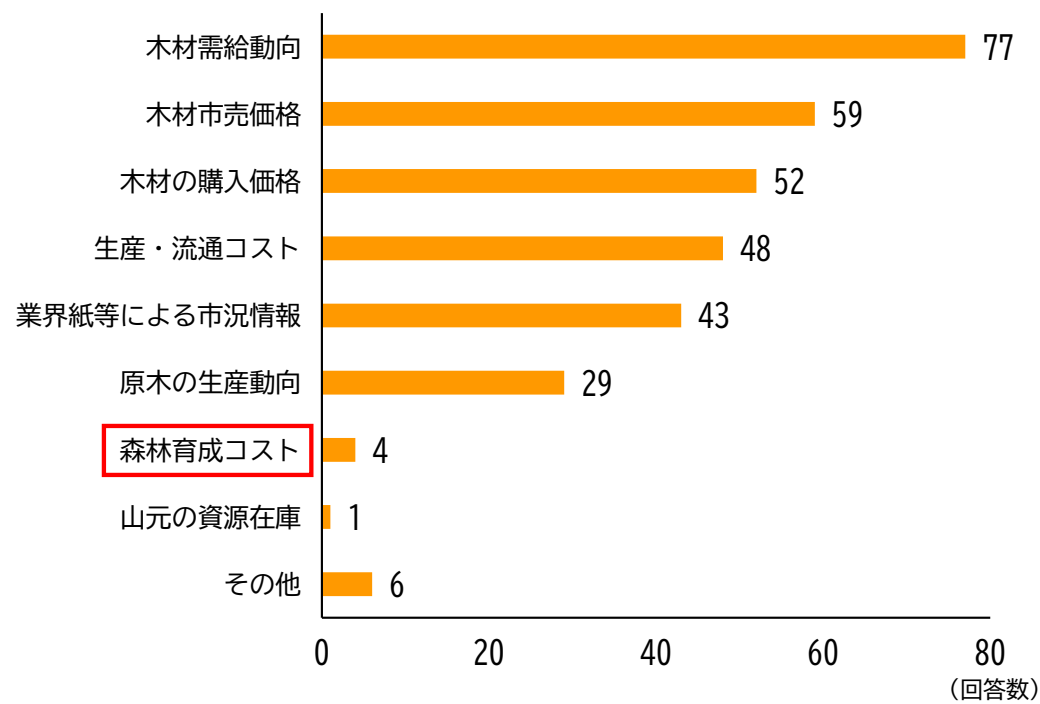
### ■ 木材の価格決定の際に参考とする情報

#### ○ 木材の購入時



有効回答：346（1者につき3つまで回答可）

#### ○ 木材の販売時



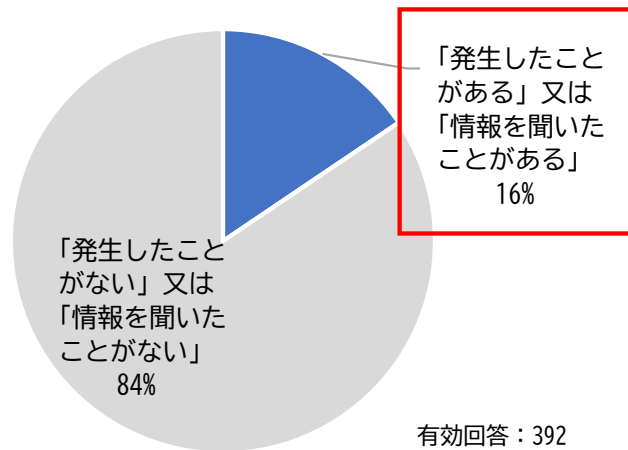
有効回答：337（1者につき3つまで回答可）

### ③ 木材の取引におけるトラブル

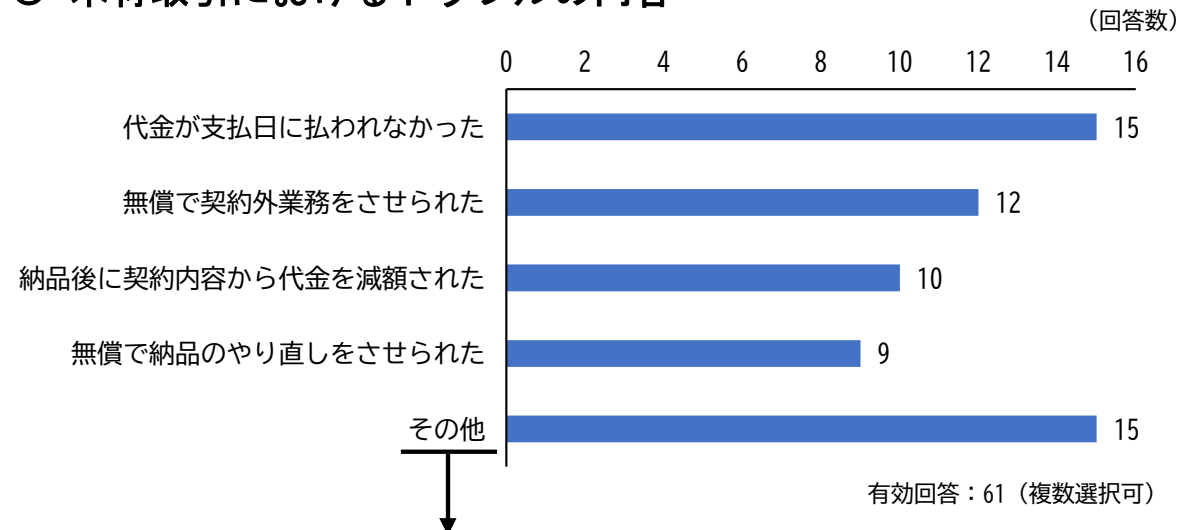
- 回答者の16%が、木材の取引におけるトラブルを経験又は聞いたことがあると回答。
- 事業種別では、木材流通事業者からの報告が最も多く、次いで木材加工事業者からの報告が多かった。
- 代金の支払いや金額に関するトラブルが比較的多く報告された。

#### ■ 自社又は他社と木材の販売先との間で発生したトラブル

##### ○ 木材取引におけるトラブルの発生



##### ○ 木材取引におけるトラブルの内容



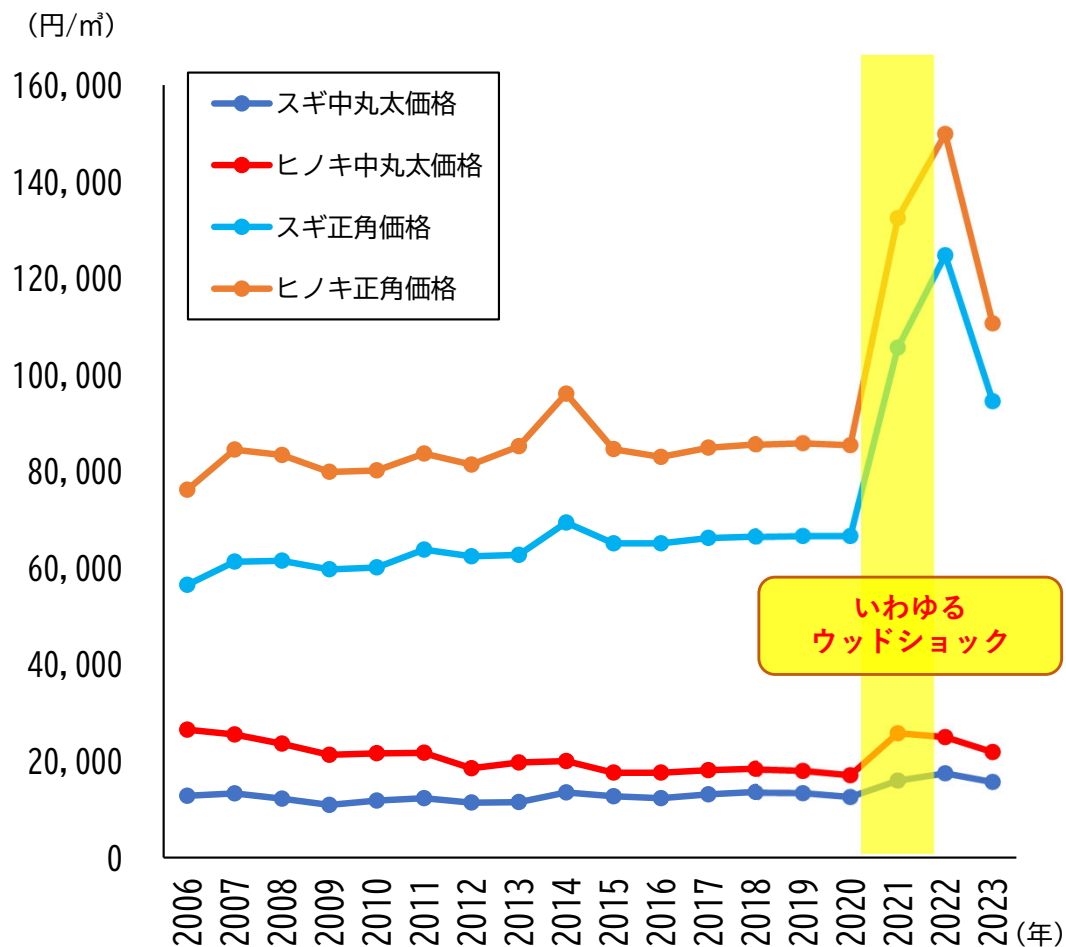
##### 「その他」の主な内容

- ・ 一方的に値引きされた
  - ・ 委託販売品を想定以上に安い金額で販売された
  - ・ 事前に安全協力費等の話が無いまま見積書を出し、決定後契約段階で初めて知り、安全協力費を差し引きされた
  - ・ 取引先から、代金から勝手に振込手数料を差し引かれて振り込まれた
  - ・ 価格の値上げをお願いしているが、全く対応してもらえない
  - ・ 落札した商品を運び出さず、土場の占有期間が長くなってしまふことが常態となっている
  - ・ 急に数量を減らされた
  - ・ 理由無く出荷制限がかけられた
  - ・ 見積書を提出、短期間のうちに納品するよう依頼を受けるも、納期不足により納材を断らざるを得ない状況となる(いわゆるお断り納材)
  - ・ 取引相手方と契約書を取り交さず電話1本での注文が多いため、簡単にキャンセルされてしまうことがある
- 等

## 2 木材と他資材の価格傾向

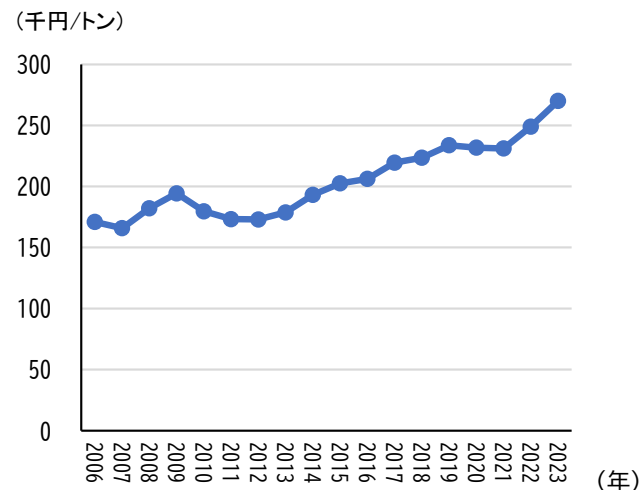
- 木材は、2021年のいわゆるウッドショック時に一時的に上昇したものの、現在は再び下落傾向で推移。
- 近年、他資材は一貫して価格上昇が続いている。要因の特定は困難だが、寡占状態であることや配送サービスの充実が一因との報道あり。

### ■ 木材価格の推移



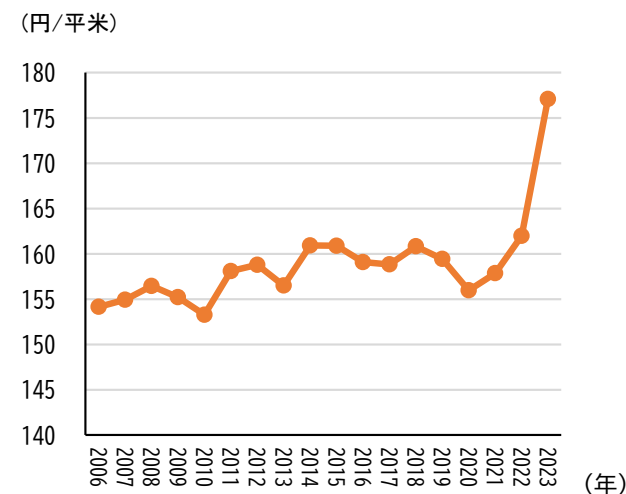
資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」  
 注：中丸太は、径14～22cm、長さ3.65～4.00mの1㎡当たりの価格。  
 正角は、厚さ10.5cm、幅10.5cm、長さ3.0mの1㎡当たりの価格。

### ■ 鉄骨価格の推移



資料：経済産業省生産動態統計調査より

### ■ セッコウボード価格の推移

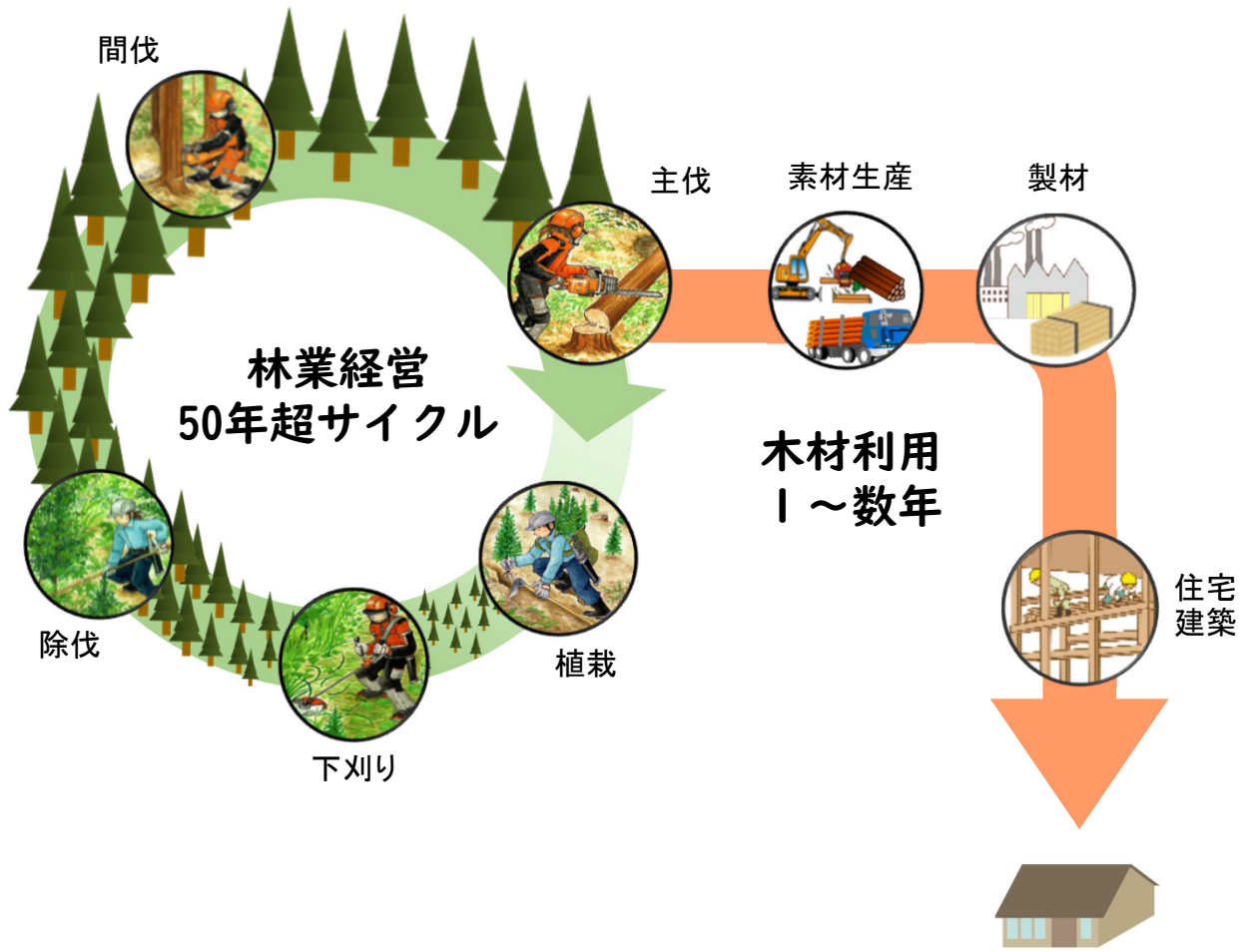


資料：経済産業省生産動態統計調査より

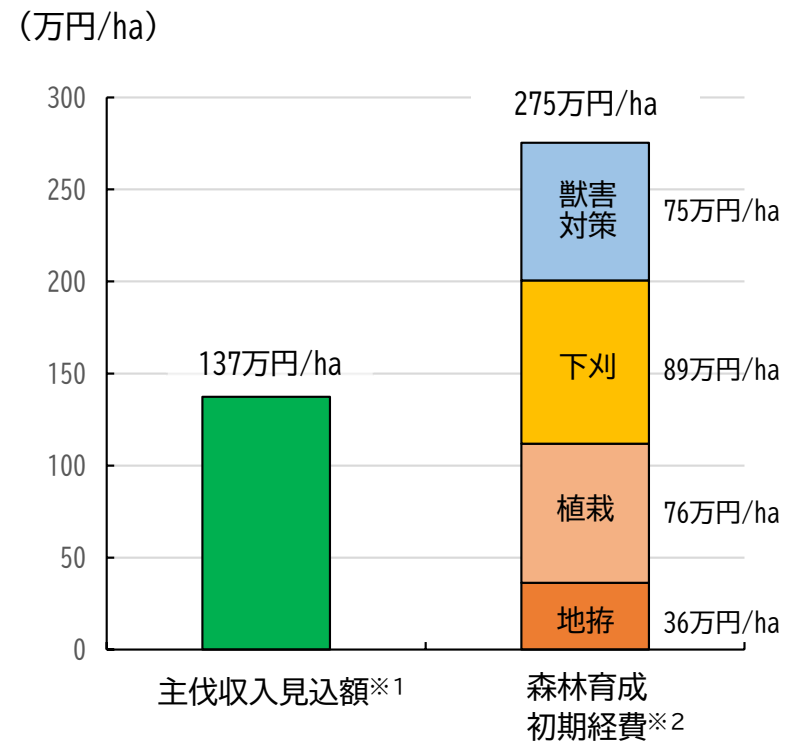
### 3 林業の経営サイクルとコスト構造

- 近年、木材生産が間伐主体から主伐主体に移行しつつあるものの、森林の育成には通常50年以上と長期間がかかることから、木材の販売者と購入者の両者ともに木材生産のコスト構造を理解しにくい状況。
- 令和5年現在、スギ人工林の森林育成初期経費は275万円/haである一方、50年生のスギ人工林を主伐したときの収入見込額は137万円/ha。丸太の販売収益だけでは再造林経費を賄えず、森林経営を維持できない事態が懸念。

#### ■ 林業経営と木材利用の経営サイクルの違い



#### ■ 林業経営のコスト構造



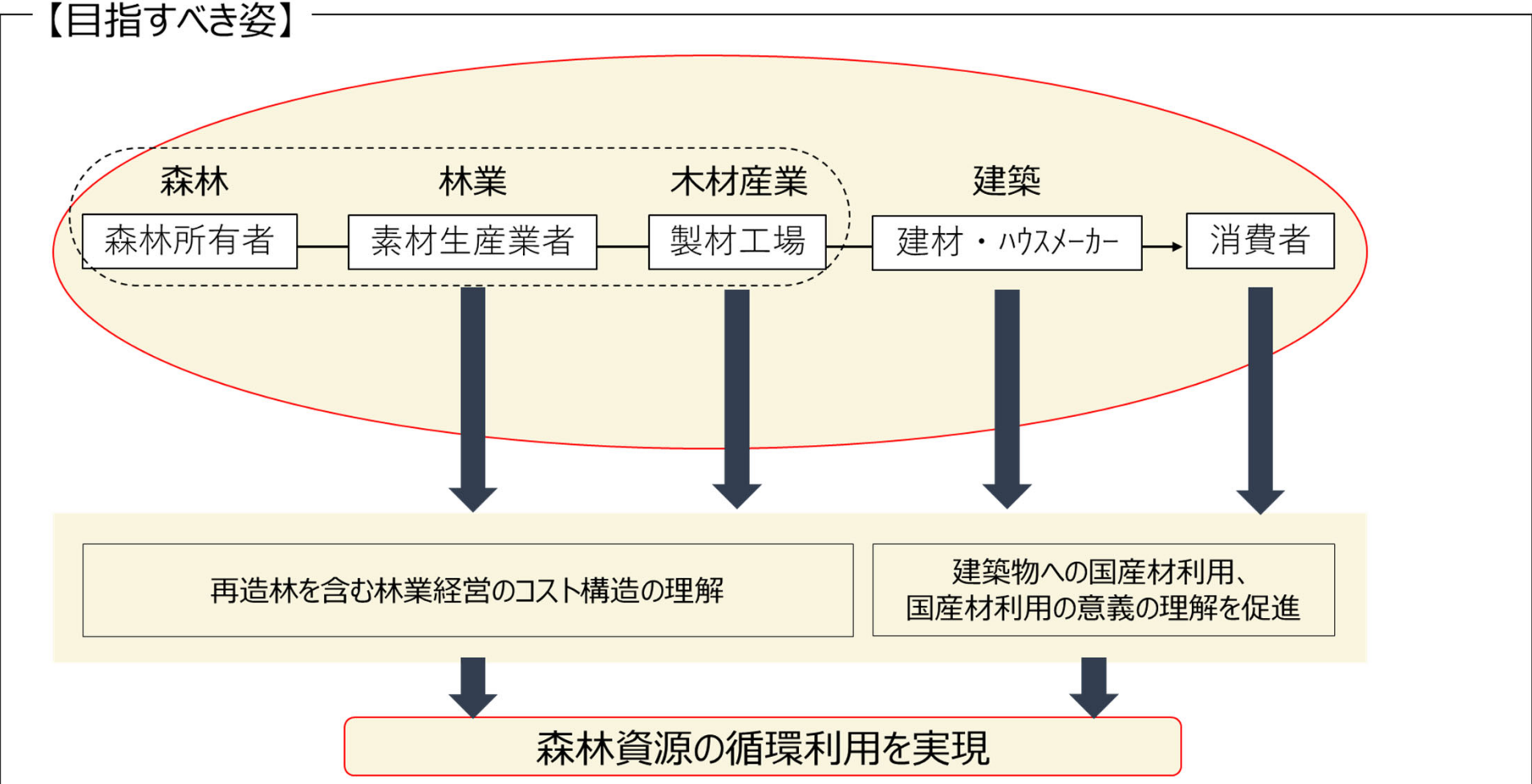
資料：令和5年度「森林・林業白書」をもとに作成

※1 (一財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」を基に試算(素材出材量を315m<sup>3</sup>/haと仮定し、スギ山元立木価格4,361円/m<sup>3</sup>を乗じて算出)

※2 森林整備事業の令和5(2023)年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵400mとして試算

# 4 再造林と持続的な木材供給の実現に向けて (1) 基本的な考え方

- 今後、輸入材の供給リスクの高まりが予想されるなか、国産材供給の重要性が高まっている。
- そのような中で、再造林が進まない場合、持続的な国産材供給等に影響を及ぼすおそれ。
- 川上（販売者）から川下（購入者）までの関係者が、再造林を含む森林育成コストへの理解を深めた上で、木材価格が形成されることが重要。



# 4 再造林と持続的な木材供給の実現に向けて (2) 具体的な取組の例

- 再造林を確保して持続的な木材供給を実現するためには、木材流通の各段階で、①適切な価格交渉が実施されることが必要。
- あわせて、②再造林の促進に向けた基金の造成、③再造林費用を織り込んだ取引の推進や④造林・保育・伐採コストの縮減などの取組が効果的。

### ① 適切な価格交渉の実施

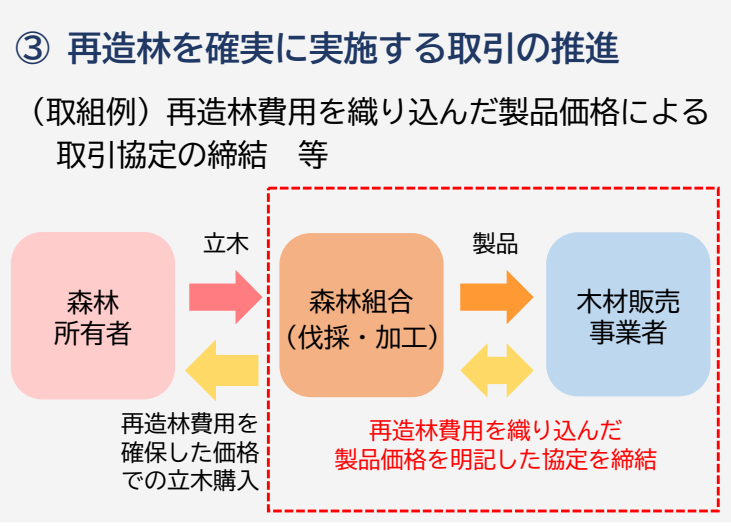
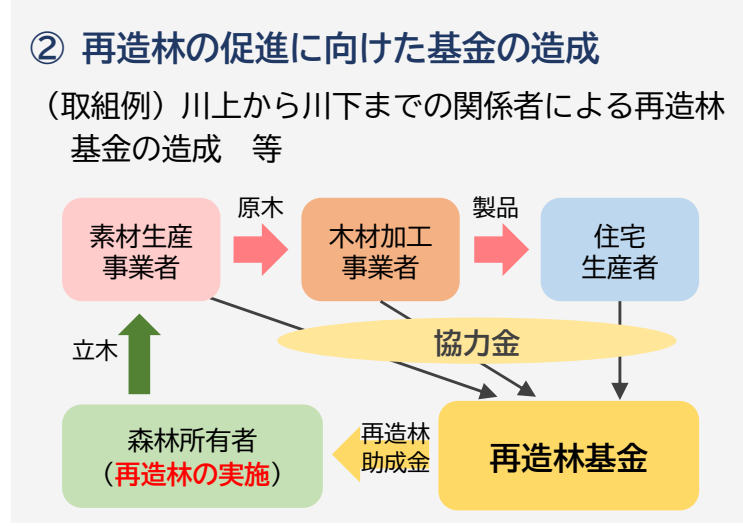
(取組例) 優越的地位を利用した買いたたきの排除、適切な価格転嫁のための生産コスト（製品原価、運賃、労務費等）・業界動向の把握や交渉 等

燃料費や運賃が高騰しているの単価を上げてください

なるほどではこの価格ではどうですか？

客観的な原価データをそろえて交渉ができたぞ

世の中の流れを踏まえるとこれは断れないな



### ④ 造林・保育・伐採コストの縮減

(取組例) 植栽本数の削減や機械による下刈り、林業機械の遠隔操作化・自動化等によるコスト縮減

機械による下刈り

遠隔操作による伐採

# 「木材取引の現状と再造林の確保に向けた取組について」に関する意見交換テーマ

## （木材取引の現状）

1. 近年、木材生産のコスト構造に変化があると感じるか。感じる場合、その内容や要因はどのようなものか。
2. 需給動向や木材生産コスト、世の中の情勢等に変化が生じた場合、販売先に対して価格交渉を行っているかどうか。行っている場合、どのような工夫をしているか。

## （再造林の確保に向けた取組）

3. 現在の木材価格では、再造林（将来の資源）が確保できないことが懸念されているが、再造林が確保されるために必要な木材価格の水準は、どの程度と考えるか。
4. 再造林の確保に向けて、取り組んでいること又は必要だと思う取組はどのようなことか。